なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が、平成26年３月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ南日本集団及びミズゴマツボ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ババアメンボ等が確認されているが、いずれも周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミクリが確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減を図ることを主な目的として、堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業は、仙台湾沿岸に対しほぼ平行に位置する南貞山運河の地形的状況、津波発生時における遡上方向、津波防災まちづくり等と一体となった減災等を踏まえ、既設位置にて堤防を嵩上げする計画であり、施行方法は合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第４号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５ 法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県名取市役所

第６ 収用の手続が保留されている起業地　宮城県名取市下増田字北原東及び字台林地内

**○九州地方整備局告示第八十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月十八日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 福岡市西区今宿町字高田二六六番１から同市西区今宿町字前田一〇八番一まで | 前 | 一九・四〇～一九・四〇 | 二〇・七五メートル |
| | 後 | 二四・九〇～二四・九〇 | 〇・三七〇キロメートル |
| 福岡市西区今宿三丁目七一八番二から同市西区周船寺三丁目八九〇番一まで | 前 | 九・〇五～一四・〇五 | 一・二一四〇メートル |
| | 後 | 三〇・二〇～三〇・二〇 | 一・二一五メートル |
| 福岡市西区今宿町字法花寺一九〇番二から同市西区大字徳永字蓮花寺六四一番二まで | 前 | 三七・八五～三七・八五 | 一・九〇〇メートル |
| | 後 | 一〇一・三〇～八八・三〇 | 一・九〇〇メートル |

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

**○九州地方整備局告示第九十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十八日　九州地方整備局長　金尾　健司

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百二号 | 福岡市西区今宿町字高田二六六番１から同市西区今宿町字前田一〇八番一まで | 九州地方整備局及び同局福岡国道事務所 |
| 〃 | 福岡市西区今宿三丁目七一八番二から同市西区周船寺三丁目八九〇番一まで | 〃 |
| 〃 | 福岡市西区今宿町字法花寺一九〇番二から同市西区大字徳永字蓮花寺六四一番二まで | 〃 |

**○九州地方整備局告示第九十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十八日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 鹿屋市大浦町一一四二四番二から同市大浦町一一四二三番一まで | 前 | 二六・一一～二六・一一 | 四五・八五メートル |
| | 後 | 四四・九七～四四・九七 | 〇・〇七二キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所